

在外日本人国民審査権確認等請求事件最高裁判所大法廷判決を踏まえた

原告ら代理人の意見

原告ら訴訟代理人 大 井 琢

本件は、石垣市の住民らが、住民投票に投票することができる地位にあること、住民投票において投票権の行使をさせないことは違法であること、及び、住民投票を実施しないのは違法であることを確認することを求める実質的当事者訴訟です。

最高裁判所大法廷は、令和4年5月25日、在外日本人の国民審査権の行使ができないことについての実質的当事者訴訟（いわゆる在外日本人国民審査権確認等請求事件）において、国民審査法の規定が違憲であるとの判決（以下、「最高裁判所大法廷判決」といいます。）を下しました。

この点、在外日本人の国民審査権と、本件で問題となっている住民投票への投票権は、いずれも憲法15条1項に根拠を有する間接参政権であるという点で共通です。また、在外日本人国民審査権確認等請求事件と本件とは、憲法15条1項に根拠を有する参政権の行使ができないことについての実質的当事者訴訟であるという点で共通です。したがって、最高裁判所大法廷判決の判示は、本件の確認請求の当否を判断するにあたって大きな影響を与えるものです。その具体的な分析検討については、原告らが追って陳述する準備書面において行う所存ですが、本意見では、最高裁判所大法廷判決の判示のうち、本件に多大な関連を有する判示部分をいくつか適示していきたいと思えます。

第一に、最高裁判所大法廷判決の法廷意見は、次のとおり判示しています。

「在外国民は、」「現行法上、審査権の行使を認める規定を欠いている状態にあるため、審査権を行使することができないが、憲法によって審査権を保障されていることには変わりがないから、国民審査の公正を確保しつつ、在外国民の審査権の行使を可能にするための所要の立法措置をとることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合に限り、当該立法措置をとらないことについて、上記やむを得ない事由があるというべきである。」

第二に、最高裁判所大法廷判決の法廷意見は、次のとおり判示しています。

「平成 29 年国民審査において審査権を行使することができないものとされた第 1 審原告 X1 が、次回の国民審査に先立ち、審査権を行使することができる地位を有することを確認することは、その地位の存否に関する法律上の紛争を解決するために有効適切な手段であると認められる。」

第三に、最高裁判所大法廷判決の法廷意見は、次のとおり判示しています。

「審査権は、選挙権と同様に、国民主権の原理に基づくものであり、具体的な国民審査の機会にこれを行行使することができなければ意味がないものといわざるを得ず、侵害を受けた後に争うことによって権利行使の実質を回復することができない性質のものである。」

第四に、最高裁判所大法廷判決の法廷意見は、次のとおり判示しています。

「違法であることを確認する判決が確定したときには、国会において、裁判所がした上記の違憲である旨の判断が尊重されるものと解されること(憲法 81 条、99 条参照)も踏まえると、当該確認判決を求める訴えは、上記の争いを解決するために有効適切な手段であると認められる。」

「したがって、現に在外国民である第 1 審原告 X1 に係る本件違法確認

の訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法であるということができる。以上に説示したところは、選挙権について、その行使を制限されていた在外国民が公法上の法律関係に関する確認の訴えにより救済を求めることが認められるものとされている趣旨(平成17年大法廷判決参照)にも沿うものと解される。」

第五に、最高裁判所大法廷判決の宇賀克也裁判官補足意見は、次のとおり判示しています。

「第1審原告X1は、国民審査に参加することができない状態にあり、主権者としての権利を部分的に否定されている以上、既に権利が侵害されているといえる。そして、第1審原告X1は、主位的に、本件地位確認の訴えを提起して、次回の国民審査において審査権を行使することができる法的地位にあるか否かについて判断を求めており、これは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、法令の適用によって終局的に解決できるものであり、法律上の争訟の要件を満たすと考えられる。また、確認の利益についても、次回の国民審査の前に、審査権を行使することができる地位を有することを確認することは有効であり、確認の利益も認められると考える。

次に、予備的請求として提起された本件違法確認の訴えについて検討するに、この請求も、抽象的に法令の違憲審査を求めるものではなく、次回の国民審査において、自らの審査権を行使することができないことの違法の確認を求めるものであり、法律上の争訟といえる。したがって、第1審原告X1には、憲法32条により、実効的な裁判を受ける権利が保障されていなければならない、それは、立憲主義の要請といえる。そして、審査権は、これを行使できなければ意味がなく、侵害を受けた後に争うことによっては回復できない性質のものである」る。

第六に、最高裁判所大法廷判決の宇賀克也裁判官補足意見は、次のと

おり判示しています。

「実質的当事者訴訟としての確認の訴えの場合にも、現在の権利義務関係を争うよりも、立法や行政活動の作為又は不作為の違法確認の訴えの方が現在の紛争の解決にとって有効適切である場合には、立法や行政活動の作為又は不作為の違法確認の訴えが排除されると考えるべきではなく、かかる訴訟を認めることは、実質的当事者訴訟としての確認の訴えを明記した上記改正（行政事件訴訟法改正）の趣旨にも適合すると思われる。」

以上の最高裁判所大法廷判決の判示を踏まえれば、原告らの請求は認められなければならない、そのことによって、侵害され続けている原告らの参政権を護り、保障しなければならないものと考えます。

以 上